

# 東京緑庭会 会則

制定 2004年10月10日  
改定 2008年2月1日  
改定 2009年2月6日  
修正 2012年5月17日  
改定 2013年5月18日

## 第1条 (名称)

本会は東京緑庭会と称する(以下「本会」と言う)。

## 第2条 (主旨)

本会はテニスの行事等を通じ、技術の向上と永くプレーを楽しみ、会員相互の親睦を図ることを主旨とする。また、本会は小樽商科大学硬式庭球部(以下「庭球部」と言う)との交流関係を維持する。

## 第3条 (会員)

過去に庭球部に所属し、卒業後 首都圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県)に在住、本会の主旨に賛同した者を会員とし、また会員の推薦があり会長が承認した者を準会員として入会できるものとする。また会員は相互の信頼を損なう行為をしてはならない。尚、会員の都合により退会、一時休会することができる。

## 第4条 (役員・組織)

### 第1項 (組織)

本会には以下の役員と事務局を設置する。  
会長1名、幹事長1名、事務局長1名、幹事若干名、顧問

### 第2項 (会長)

会長は会員の総意により選出され(総会等)、本会の全般を統轄する。任期は2年を原則として4年を超えないものとするが、それ以降は毎年会員の総意により再任できるものとする。  
必要に応じて副会長を設置する。副会長は会長が指名し、任期は会長に一任する。

### 第3項 (幹事長)

幹事長は幹事の互選により選出され、会員の承認を(総会等で)得るものとし、任期は原則として2年とし、4年を超えないものとするが、それ以降は毎年幹事の総意により再任できるものとする。会長不在時(副会長が設置されていない時)は、会長の任務を代行する。  
テニスの試合、行事等、その遂行の要となる。

### 第4項 (顧問)

原則として会長経験者を顧問とする。会の発展のための助言等を行う。  
顧問が会長に再任されることを妨げない。

### 第5項 (幹事)

幹事は極力会の行事に参加し、会員との友好的な関係を発展させ、連絡等を密にして、行事の円滑な運営につとめる。  
幹事は会員の推薦で会長が指名する。任期は原則として2年とし、6年を超えないものとするが、それ以降は毎年会員の推薦に基づき会長が再指名できるものとする。

## 第6項 (事務局長)

事務局長は会長の推薦に基づき、会員の総意(総会等)により選出される。

本会の催し事(総会、懇親会、親睦テニス大会、情報交換会等)の事務連絡、会計、記録、資料の管理、議事録作成等事務全般を統轄する。また、庭球部との連絡並びに交流関係の維持に関わる事項を統轄する。

事務局長は事務局員、およびその中から必要に応じまた事務局長不在時にその任務を代行せしめる為に事務局次長を指名できる。必要があれば、局員を雇うことができる。情報、名簿の管理に留意する。

任期は原則として2年とし、4年を超えないものとするが、それ以降は毎年会長の推薦に基づき会員の総意により再任できるものとする。

## 第5条 (所在地)

(有)スタジオパラム内におく。案内状の発送・着信場所とする。

- ・ (有)スタジオパラム

〒101 - 0051 東京都千代田区神田神保町 1 - 52 - 12 神田耀ビル 5F

TEL:03 - 3518 - 2385 FAX:03 - 3518 - 2386

## 第6条 (行事)

### 1. 必須行事

総会及び懇親会	毎年 4～ 5 月	1 回
本会会員による親睦テニス大会	毎年 4～12 月	1 回
北大庭球部 OB(関東楡庭会)との対抗戦	毎年 10～12 月	1 回
幹事会	毎年 1 回以上随時	

### 2. その他

趣味の会、情報交換会、講演会、送別会、歓迎会及び庭球部との交流に関わる会など必要に応じ開催。

3. その他のなかで、本会の発展に関わる恒常的な事項について、それに係わる委員(幹事を含む)を選出し運営する。

## 第7条 (慶弔等)

会員・準会員ならびに本会および庭球部と関係のある(あった)方々・団体の慶弔等に対しては、会長の判断により対応し、それに係る経費を会の運営費用から充てる。

## 第8条 (総会)

本会は4月から翌年3月を事業、会計年度とし、総会を4～5月に開催する。

行事、会計の報告、次年度の行事計画、役員改選などを審議する。

総会の議決は出席者の過半数以上の賛成により議決する。

尚、会長、幹事長、事務局長の協議により必要があれば臨時総会を招集することができる。

## 第9条 (会費)

本会を維持発展させるため、会員及び準会員は年間2,000円を3月までに納入するものとする。

会費は会の運営、維持のために使用する。必須行事、個別の行事は原則として独立採算とするが、余剰金がある場合、活動資金に繰り入れることができる。

第10条（その他会則に定めのない事項）

本会則に定めのない事項について、会長は幹事長と協議の上、事務局長の了解の下に決定することができる。その件については総会で報告するものとする。

以上

【年会費振込先口座】

三菱東京UFJ銀行 神保町支店  
普通 2281793  
東京緑庭会 事務局長 早川好寛

\*\*\*\*\*